

事業報告書	社会福祉法人 白梅学園
-------	-------------

## 平成30年度事業報告

### 1. 運営方針

社会福祉法人白梅学園は、天理教初代真柱様がお詠み下さった「人の子も我子もおなじこゝろもて おふしたてゝよ この道の人」を運営の基本理念としている。

昭和27年7月に乳児院の事業を開始し、昭和36年7月には養護施設を併設した。その後養護施設の増設に伴い、平成10年に子育て短期支援事業を開始する。また、嶺南西部における児童相談所の補完的役割として平成17年4月に児童家庭支援センター白梅を小浜市に開設した。さらに平成23年度の「社会的養護の課題と将来像」に基づく福井県家庭的養護推進計画に沿って、平成29年12月に児童養護施設晴喜館を新築、平成30年7月に乳児院蓄舎および管理棟あらきを新築した。そして、平成28年4月に地域小規模児童養護施設たんぼぼ、翌年4月に2箇所目の地域小規模児童養護施設日向を開設した。これらの関連事業の特性を活かしつつ施設間の連携を行い、さらには職員の専門知識技術の習得や信条教育を深めることにより、基本理念の実践を目指したい。

### 2. 事業内容【定款より】

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立生活を地域社会において営むことができるよう支えることを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- イ. 乳児院白梅学園の設置経営
- ロ. 児童養護施設白梅学園の設置経営

(2) 第2種社会福祉事業

- イ. 子育て短期支援事業の経営
- ロ. 児童家庭支援センターの経営

### 3. 理事会・評議員会開催

日時	会議	内容	
5 / 18	理事会	平成29年度事業報告（案）	【承認】
		平成29年度収支決算報告（案）	【承認】
		定款変更（案）	【承認】
		経理規程変更（案）	【承認】
		評議員選任・解任委員会の人選（案）	【承認】
		旅費規程変更（案）	【承認】
		管理運営規程変更（案）	【承認】

5 / 3 1	評議員会	平成29年度事業報告(案) 平成29年度収支決算報告(案) 定款変更(案) 経理規程変更(案) 旅費規程変更(案)	【承認】 【承認】 【承認】 【承認】 【承認】
3 / 1 9	理事会	次世代育成施設整備事業報告(案) 平成30年度収支補正予算(案) 平成31年度事業計画(案) 平成31年度収支予算(案)	【承認】 【承認】 【承認】 【承認】
3 / 2 9	評議員会	次世代育成施設整備事業報告 平成30年度収支補正予算(案) 平成31年度事業計画(案) 平成31年度収支予算(案)	【承認】 【承認】 【承認】 【承認】

#### 4. 役員・評議員名簿

役名	氏名		
理事長	宇野美和	理事	刀根 莊兵衛
理事	堤 利市	理事	塚本 勝典
理事	中村紀明	理事	山本 元治
理事	塩野 宏	理事(7)	

(任期 平成29年5月25日～令和元年定時評議員会終結の時まで)

役名	氏名		
監事	中村 秀一		
監事	山本 等	監事(2)	

(任期 平成29年5月25日～令和元年定時評議員会終結の時まで)

役名	氏名		
評議員	浅海 康雄	評議員	榎本 康博
評議員	神谷 久幸	評議員	山本 恒司
評議員	上田 継仁	評議員	武田 吉則
評議員	山口 和治	評議員	山田 淑江
評議員	肥田 善雄	評議員(9)	

(任期 平成29年5月25日～令和3年定時評議員会終結の時まで)

## 平成30年度事業報告

## 1. 事業の目的

白梅学園乳児院蓄舎は、天理教の基本理念に基づいて長年積み上げてきた養育実践を踏まえ、事情があつて親と生活を共にすることのできなくなった乳幼児たちの傷ついた心に寄り添い、温かい眼差しの下、親心に徹した養育体制で子どもたちの心身の発育に寄与していくことを目的とする。

## 2. 施設の現状

家庭的養護推進計画に従い、一昨年度より乳児院をはじめとする本体施設の改築工事を経て、昨年7月に新しい乳児院蓄舎の完成をいただいた。それまでは定員9名の乳児院であったが、1名定員を増やして10名定員とし「すなお」と「まこと」の小規模グループケアの乳児院とした。定員を1名増やしたことにより、事務員1名、栄養士1名、調理員等3名と看護師1名が増員となった。しかしながら、定員変更が年度途中となったことから、十分な職員確保が出来なかった。(事務員・栄養士・看護師は確保できた)小規模グループケアに則した職員の確保は、年度末まで時間を要することになった。

家庭内の不和や不適切な家庭環境の中で育ってきた経験を持つ子どもたちは、親からの適切な愛情を受けていないことが明らかで様々な様態症状を見せる。養育者の温かい関わりに慣れない子どもや拒否する子ども、甘えたい気持ちを上手く表出できない子どもなどである。また生まれながらにして障害を抱えている子どももみられる。このような子どもたちを、基本理念を踏まえた職員の養育によって心豊かに成長していけるよう、職員が一手一精神のもと試行錯誤をしながら養育実践にあたっている。

## 3. グループ構成と養育体制

定員	グループ名	対象児	年間予想人員
5名	すなお	乳幼児	5名
5名	まこと	幼児	5名

## 【養育体制】

○すなお (看護師1名・保育士等6名)

乳児は0～6ヶ月くらいまでは観察室で養育にあたっている。養育の中心は保育士だが、様々な疾患になりやすい乳児のため、看護師が嘱託医

やかかりつけの医療機関等に連絡等を行い随時対応した。また6ヶ月を過ぎた乳児は、次第に外の環境にも馴染ませていくようにした。子どもたちを愛情豊かに育て生きる喜びを感じるよう養育した。

○まこと (看護師1名・保育士等5名)

3～5歳の幼児を担当した。中でも幼稚園に通園可能な子どもが2人いた。保育者は、子どもたちの甘えたい気持ちを大事にし、自分の気持ちを上手く言葉で伝えられないもどかしさを感じて代弁することに注力した。また幼児版コモンセンスペアレンティング初級編研修を取り入れ、養育者は子どもの発達に応じたかかわり方を学んでいる。

#### 4. 養育支援

幼児版コモンセンスペアレンティング初級編(CSP)の専門性を活用して、子どもたちが表出する言葉や姿から、本人の内包している心理的課題を把握するよう努めた。また、それぞれの子どもの抱える諸問題をグループ会議やカンファレンスを通して、職員が親心に徹した養育支援を行ってきた。

##### (1)食生活

###### ・献立について

基本的に手作りで加工品はなるべく使用しないことにしている。また旬の食材、季節に合った食材の使用を心掛けている。献立は野菜メニューが多いが、美味しく食べられる工夫をしながら無理なく食べられるようにしている。その他、手作りおやつや地元ならではの食材や食品を活用している。

###### ・食事量について

栄養計算に基づいた量をそのまま提供すると、見た目に抵抗を感じる子どももいるので、量は少なめに盛り、おかわりをさせている。盛られた分量を食べることにより、食べられた・おかわりできたという喜びを持たせ、自信に繋がられるようにしている。また、苦手なものは自分から「減らして」と言うことにより、自分で食べられる量の選択をさせ、食べれることにより苦手なものでも食べられたという自信と苦手なもの(こと)でもがんばろうという力を育んでいくようにしている。

###### ・食育について

年齢に合わせた簡単な調理を子どもたちみんなで楽しんだり、外出時に食材の買い物をしたり、食事の準備や片付けのお手伝い等を通して、食べものの大切さや食べることの大切さ、食べることができる幸せを感じて伝えるようにしている。

##### (2)衣生活

- ・衣服費は措置費の中から年2回出費額を定めて購入している。購入にあたっては、子どもの担当者が子どもと一緒に量販店へ行き、好みを取り入れて購入している。
- ・一般から寄付されてくる衣料品からも同様に選んで子どもに提供している。“物を大切に” “もったいない” という感謝の心を、小さな子どもの頭でも感じられる機会をもたせるようにしている。

### (3)住生活

- ・2つの小規模グループ（「すなお」5名と「まこと」5名）に分けた。区分はその時々の子どもの年齢や発達等により分けている。
- ・就寝部屋も2つ用意し、浴室と沐浴室は1室とした。
- ・親子訓練室を設け、親子関係調整や育児体験とその向上に資することを目指したが、なかなか親子関係再構築に向かった子どもが出てこなかった。
- ・外構工事が終了していないので、外の環境整備が行き届いていない。（現在進行形である。今後は必要に応じて花壇やプランターに草花を植えていきたい。）

### (4)健康と安全

- ・軽易な怪我等は看護師がその職責に基づいて手当を行った。看護師は常に学園嘱託医と連絡が取れる環境に努め、突発的な症状を発症したときには行きつけの医療機関に対応をお願いした。嘱託医は毎月1回（基本的に第1木曜日の午後）子どもたちの健康管理にあたる児童健診を行っている。
- ・インフルエンザ等の感染症、すなわち院内感染を引き起こす事案が発生した場合は、看護師は嘱託医の指導のもと、隔離を要する子どもの区分けとその対応について職員に要請した。
- ・子どもたちはもちろんのこと、職員にインフルエンザ予防のためのワクチン接種をお願いした。
- ・子どもたちには発達年齢に応じて、予防接種法に従い適時ワクチン接種を行った。
- ・感染症予防のため、プレールーム（ほふく室）は床暖房を採用した。
- ・養育者は子どもの起床から就寝まで常に安全管理に努め、夜間は、乳児は15分チェック、幼児は30分チェックを実施して突然死対策等を行ってきた。

### (5)家族への支援

- ・家庭支援専門相談員をその専任として当たらせて、子どもの家庭への電話連絡や訪問活動を児童相談所と連絡調整しながら家族関係構築に努めてきた。
- ・子どもと家族との関係づくりのため、児童相談所と連絡を取りながら、面会や外出、外泊を進めてきた。
- ・家庭に帰れない子どもには、特定の里親をお願いし、外出を先ず行っていただいた。

## 5. 養育支援計画・記録

- ・子ども一人ひとりに年2回（5月と11月）、各担当者が中心となり、養育支援計画表を作成している。家族の状態や子どもに対する家族の思いを聞き取り、児童相談所から提示された個別援助指針に基づいて、一人ひとりの短期目標および中期目標を作成し、全体としての養育支援計画表を児童相談所に折り返し送っている。
- ・グループ討議やカンファレンスで意見交換したのも併せて、日々の記録をソフト「エフトス」を活用して、職員は情報共有している。

## 6. 権利擁護

- ・日本国憲法、日本国憲法、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止に関する法律、全乳協倫理綱領、白梅学園職員倫理綱領等に掲げられている理念を遵守する、を基本理念として子どもを尊重し、子どもの最善の利益のために尽力してきた。
- ・職員が子どもの権利を擁護する精神と実践のために、積極的に研修会とに参加させた。カンファレンスの折には、学んできたことを報告する時間を確保した。
- ・入所の際には、家庭支援専門相談員ならびに養育主任（UL）が、保護者に施設の役割と子どもの権利に関する事案について、書面を使いながら説明した。

## 7. 関係機関との連携

- ・施設の役割や機能を達成するために、児童相談所との連携を適切に遂行し、定期的な情報共有や事例検討会議を通して、子どもの家族が抱える問題（課題）についての支援や問題解決への取り組みを行ってきた。
- ・各市町の要対協の施設代表者に施設長がなっており、個別のケース検討会議いわゆる実務者会には家庭支援専門相談員等が参加して、地域の要養護児童の状況把握に努めている。
- ・幼稚園に通う子どもたちについては、児童養護施設から幼稚園に通う子どもたちと同様、幼稚園関係者および一般家庭より通園されている保護者の方々に、施設の社会的役割を伝える活動を行ったり

## 8. 職員の資質向上

- ・昨今施設には被虐待児童の増加によって、施設の運営の質が問われてきた。施設長は職員の範となるべく、また施設長の監護権と親権の明確化や親権停止制度の改正などを理解していることが求めるため、「社会的養護を担う児童福祉施設長研修会（隔年受講義務：1泊2日）」を受講しなければならない。平成30年度は9月に大阪で施設長が受講した。
- ・職員の研修は、年度初めに研修計画を発表し、施設長や基幹的職員を中心に援助技術の向上を目指す。勤務経験の浅い職員には新任研修等を、中堅職員にはそれに応

じた研修を受講させた。また専門職員（家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員等）にはその専門職に応じた研修に参加させた。

- ・また今年度は、処遇改善加算に適用される研修に積極的に参加させ、職員の処遇改善に寄与した。

#### 9. その他

- ・職員とのコミュニケーションの一環として、施設長との個人面談を2～3回行った。
- ・新任職員を歓迎するために児童養護施設職員と一緒に歓迎会を開催した。（2班に分ける）また同様に、年末年始に1度ずつ忘年会と新年会を行い、職員の仲間意識向上を図った。

## 平成30年度事業報告

## 1、事業の目的

白梅学園児童養護施設晴喜館は、天理教教理に基づいて設立された児童福祉施設です。

私たちは、運営の基本理念や養育方針の具現化にむけた職員倫理綱領を定め、創立者の思いに沿って、親心に徹した実践への取り組みを目指しています。

また、児童福祉法改正による子どもが権利の主体であることを明確にし、我が国が進める家庭的養育推進に向けた取り組みを実践し、小規模化かつ地域分散化を行い、個々のニーズ、地域社会への自立促進など施設の高機能化への向けた養育を行う。また、施設の多機能化を推進し、地域福祉への活動に取り組むことを目的とする。

## 2、平成30年度事業計画重点項目

## Ⅰ、基本理念の具現化

全職員の理念周知と理念に基づく養育支援の実践については、以下の二点を実践しているところでは。

- ①全体会議において、「白梅学園職員倫理綱領」を全員で唱和し、会議等話し合いにおいて、考え方の基本となるよう理念に基づく養育支援の実践を促す。
- ②基本理念並びに子どもの最善に利益の実践に繋がる専門委員会を立ち上げ、家庭的養育の取り組みを行っている。

## Ⅱ、生活支援サービスの向上

小規模ホームの特性を活かしたサービスの向上について

- ①小規模化に伴い、ルールの見直しやホーム行事の実践など、より家庭的な活動への実践を行った。(中高生会議の導入)
- ②子どもを含めたホーム会議や個々に時間を設けて意見を汲み取れるよう「お話しをする会」を設けた。
- ③職員がマネークリップのレクチャーを受講し、金銭管理を自分で行えるよう体験型ゲームを取り入れ、中高生へ向けた指導を行った。

## Ⅲ、人材育成と人材確保

- ①平成30年度より、小規模グループホームの事業開始に伴い組織編制を行った。機能分化から階層分化へと変換し、管理階層を分化させ、責任・権限を明確にし、指揮命令系統を一元化させるための仕組みに変えた。それに伴い、ユニットリーダーやホームリーダーの業務を明確にして、スーパービジョン体制を整え、人材育成を計画的に遂行できるよう進めている。
- ②中堅層のチームリーダー育成を目的としたキャリアアップ研修や処遇改善加算に伴う研修の見直しを行い、次年度における年間研修計画書の基礎を作成した。



- ③ コモンセンスペアレンティングの幼児版・学齢期版・援助計画コーディネーターを  
随時受講し、職員における専門性の資質向上を図った。

### 3、特記事項

#### I、専門委員会の目的

小規模化に伴う養育の課題、人材確保と育成、地域社会との連携など様々な分野での専門委員会を設置し、家庭的養育推進に向けた対応を全職員参画の下、定期的に議論を進めている。

- ① 子どもサポート (入所から退所後のアフターケアまで)
- ② 安心安全サポート (日常生活における安心安全の向上に向けての取り組み)
- ③ 職員サポート (職員の健康や心のケア・人材育成と人材確保)
- ④ 地域サポート (地域貢献・地域支援・地域参加への取り組み)
- ⑤ 食育生活 (食育に関すること・生活における環境整備)
- ⑥ データ管理 (データに関する様々なマニュアル作り・個人情報の管理)

#### II、情報の共有化と管理システム

平成30年度より、(株)エフトスのネットワークシステムを取り入れ、業務連絡、入所者情報、記録管理の一元化を行い、情報の共有化と業務の見える化を図った。

また、支援者が直接処遇者のフィードバックを行い、より良い支援サポートが継続できるようスーパービジョンの確立を行っている。

#### III、子どもの権利擁護について

##### ① 児童の意見聴取の機会について

- ・ 中高生会議を定期的に行い、ルールの変更や行事の企画を子ども達が中心で考えられる機会を設定している。また、当日何らかの理由で会議に参加出来なくても意見箱などを通じて、意見が反映されるように配慮している。
- ・ ホーム内で相談しながら、お金の使い方を考え節約しながらホームの楽しい行事を増やしていけるよう話し合いの場を設けるよう促している。

##### ② 児童の権利擁護に関する職員の意識付けの取り組み

- ・ 人権擁護のチェックリストを定期的に確認している。
- ・ 発達障がい基礎理解とその対応方法について研修会を、行い学びを深めた。(年2回)

#### IV、防災対策について

「防災寺子屋」の研修会を実施。児童と職員が一緒に参加し、講習と体験型の防災訓練を行った。また、考え方の基準として自施設のみでの防災計画ではなく日頃から地域の方との繋がりが重要であるという認識の上から、今後の地域交流を含めた計画の必要性が課題である。

## 児童家庭支援センター白梅 事業報告

### 1. 相談に応じる事業

児童の保護者や関係機関から相談を受けた。保護者から相談を受けた場合は、関係機関に報告し、連携して支援を行った。相談内容は、保育園や学校などの集団生活になじめない（性格行動）、保護者自身の疾病や成育歴から、子どもへの関りが上手にできない（養護）が中心を占めた。児童本人への支援は、主に心理士による心理療法で対応した。また、不登校児等には家庭訪問を行い、児童本人と会うよう心がけた。

詳細は、以下のとおりであった。

#### (1) 月別相談実人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規受入人数	45	5	6	9	3	5	5	7	2	5	2	2	96
継続相談人数	0	37	35	29	31	33	34	36	38	37	31	39	380
月別相談実人数	45	42	41	38	34	38	39	43	40	42	33	41	476

#### (2) 月別相談延件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話相談	84	81	90	43	65	109	101	152	137	139	118	193	1,312
来所相談	24	18	20	13	19	26	25	24	15	17	22	14	237
訪問相談	13	33	27	25	20	41	38	32	33	31	13	32	338
心理療法等	17	11	21	13	7	13	10	11	5	11	6	8	133
メール相談	0	8	1	1	3	0	4	0	4	1	1	1	24
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他( )	0	5	0	6	0	2	3	0	0	2	2	4	24
月別延件数	138	156	159	101	114	191	181	219	194	201	162	252	2,068

#### (3) 相談・指導内容の種別延件数

養護	虐待 (再)	保健	障害	非行	育成				いじめ	DV	その他	合計
					性格 行動	不登校	適性	しつけ				
1,525	140	23	0	1	455	6	46	0	10	0	2	2,068

#### (4) 相談経路別受付延件数

県・市町村			児童福祉施設		保健所 及び 医療 機関	学校等	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	18歳 以上 本人	里親 里子	その他	合計
児童 相談所	福祉 事務所	その他	保育所	その他									
107	238	282	55	113	32	173	726	24	207	1	0	110	2,068

## 2. 市町村の求めに応ずる事業

派遣依頼を受け、各事業運営委に協力をした。

### (1) 1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査（小浜市）

親子関係や家庭環境等に関する相談・指導。カンファレンスに参加。当センターで支援を行っている家庭の情報提供。

#### 1歳6か月児健康診査

出席日：4/19、5/24、6/21、7/19、8/23、9/20、10/18、11/15、12/13

H31.1/24、2/21、3/14

#### 3歳児健康診査

出席日：4/26、5/31、6/28、7/26、8/30、9/27、11/22、12/20、H31.1/31、2/28、3/28

### (2) 5歳児健康相談（小浜市）

親子関係の観察、アドバイス。カンファレンスに参加。当センターで支援を行っている家庭の情報提供。当事業から、1人が当センターでの継続ケースとなった。

出席日：5/15、6/14、7/12、9/13、10/23、11/8、12/11、H31.1/17、3/12

### (3) あそびの教室 ひだまり（小浜市）

心身の発達に問題のある子どもを早期に把握し、適切な指導を行い健全な発達を促すとともに、保護者が子どもにあったかかわりができるよう支援する事業である。

子どもの観察、保護者への育児のアドバイス、カンファレンスに参加。当事業から、1人が当センターでの継続ケースとなった。

出席日：4/20、5/18、6/15、7/13、8/10、9/14、12/14、H31.1/18、2/15、3/8

### (4) ペアレント・プログラム（小浜市）

ペアワークのフォロー、アドバイス、カンファレンスに参加。当センターから、保護者1人を紹介した。また、新たに保護者1人を当センターで継続支援することになった。

出席日：10/4、10/18、11/15、11/29、12/13、12/20、H31.3/13

## 3. 関係機関等との連携

### (1) 育児不安解消サポート事業“かるがものお部屋”（若狭健康福祉センター）

子どもの保育、子育てについてのサポート、カンファレンスに参加。当センターで支援を行っている家庭の情報提供。

出席日：6/25、7/23、8/27、12/4、H31.1/28、2/25、3/25

### (2) 小浜市要保護児童対策地域協議会 代表者会議・実務者会議・個別ケース会議

出席日：6/6、7/6、7/24、H31.1/9、2/6、2/15、3/11

(3) 高浜町要保護児童対策地域協議会 実務者会議・進行管理部会・個別ケース会議

出席日：5/2、6/14、6/28、8/9、9/19、9/20、11/29、12/20、H31.1/17、3/14

(4) 若狭町要保護児童対策地域協議会 代表者会議・実務者会議

出席日：7/27、H31.3/13

(5) 関係機関との話し合い・会議

要保護児童対策地域協議会以外で関係機関と今後の支援方法、役割分担などの話し合いや会議を行った。

関係機関：医療機関、学校、社会福祉協議会、児童発達支援センター、相談支援事業所  
行政担当課（障害福祉、保健師）、民生委員

実施日：8/1、10/11、10/19、10/22、11/2、11/20、12/13、H31.1/30

#### 4. 児童相談所業務の協力

児童相談所が若狭地域の保護者と面談する時、当センターを面談場所として提供。保護者が児相職員と面談中、子どもをプレイルームで預かった。

協力日：4/26、6/6、7/18、7/19、8/23、9/5、9/19、10/24、11/28、12/3、12/18、12/20、12/26、12/27、H31.1/4、1/23、1/28、1/31、2/1、2/15、3/5、3/25、3/28

#### 5. 地域支援事業（プレイルーム開放）

日曜日・祝日の9時から17時まで地域の親子、子ども（18歳まで）に開放した。

開放回数：61回 利用した子どもの延人数：120人（保護者：62人）

#### 6. 職員研修等

- ・中部地区児童家庭支援センター協議会 総会（4/12 石川）
- ・全国児童家庭支援センター協議会 総会（5/14 東京）
- ・対人援助職とアサーションWS（7/7・8 東京）
- ・全国児童家庭支援実務者研修会（7/25 大阪）
- ・社会福祉施設・事業所対象の防災研修（8/9 越前市）
- ・市町職員等児童虐待防止研修会【STEPⅡ】（10/18 福井市）
- ・全国児童家庭支援センター研究協議会 静岡大会（10/25・26 静岡）
- ・中部地区児童家庭支援センター協議会実務者研修会（11/6 岐阜）
- ・DVに関する嶺南地区窓口関係担当者研修会（11/20 若狭町）
- ・さまざまな面接と支援に家族療法を活かすには（12/8・9 東京）
- ・児童虐待防止専門研修会【若狭地域研修会】（H31.2/19 小浜市）